

『銀行業務検定試験 公式テキスト 相続アドバイザー3級 2023年度受験用』

追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 相続アドバイザー3級 2023年度受験用』をお持ちの方が、2024年5月以降に銀行業務検定試験「CBT相続アドバイザー3級」を受験する際の一助となるよう、お知らせするものです。

記

●暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し

相続または遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前7年以内（改正前は3年以内）にその相続にかかる被相続人から暦年課税による贈与により取得した財産がある場合には、その贈与により取得した財産の贈与時の価額を相続税の課税価格に加算することとなった。ただし、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されない。

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産にかかる相続税について適用される。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりである。

贈与の時期	贈与者の相続開始日	加算対象期間
～令和5年12月31日	—	相続開始前3年間
令和6年1月1日～	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

●相続時精算課税にかかる基礎控除の創設

相続時精算課税を選択した受贈者が、特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産にかかるその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から基礎控除額110万円が控除されることとなった。

また、特定贈与者の死亡にかかる相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額とされた。

●令和6年度の遺族年金の年金額（カッコ内は令和5年度の金額）

令和6年度の遺族年金の年金額が、下表のとおり定められた。

遺族基礎年金	基本額	68歳以下の新規裁定者 (昭和31年4月2日以後生まれ)	816,000円 (795,000円)
		69歳以上の既裁定者 (昭和31年4月1日以前生まれ)	813,700円 (792,600円)
	第1子・第2子の加算額		234,800円 (228,700円)
	第3子以降の加算額		78,300円 (76,200円)
遺族厚生年金	中高齢の寡婦加算額		612,000円 (596,300円)

以上